

昭和学院短期大学特別聴講生規程

平成 4 年 4 月 1 日制定

平成 24 年 3 月 7 日改正

第 1 条 昭和学院短期大学学則第 50 条に基づき、特別聴講生に関する規定を次のとおり定める。

第 2 条 他の大学または短期大学との協議に基づき、当該大学の学生が本学の開設する授業科目の履修及び単位の修得を願い出たときは、所定の手続きを経て、特別聴講生としてその履修を許可することができる。

第 3 条 特別聴講生として本学の科目の履修を志願する者は、本学の定める期間内に、所属大学を通して、所定の書類を提出しなければならない。

第 4 条 特別聴講生の受け入れ許可は、出願者の所属大学を經由して通知する。

第 5 条 受け入れを許可された者は、所定の期日までに履修登録を行わなければならない。

第 6 条 授業料は無料とする。ただし、授業に必要なテキスト代等は各自で負担する。

第 7 条 特別聴講生の履修期間は、一年以内とする。

第 8 条 特別聴講生は、所定の学生証の交付を受け、学内では常に携帯しなければならない。

第 9 条 特別聴講生の本学における取り扱いについては、この規定に定めるほか、本学学則に従うものとする。

附 則

この規程は、平成 11 年 4 月 1 日より施行する。

(一部省略)

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。